

平成28年社会生活基本調査実施計画（案）

1 調査の目的

社会生活基本調査は、統計法（平成19年法律第53号）に基づき、国民の生活時間の配分及び自由時間における主な活動について調査し、国民の社会生活の実態を明らかにすることにより、各種行政施策の基礎資料を得ることを目的として実施する。なお、社会生活基本調査は、国の基本的な統計調査として昭和51年以来5年ごとに行われており、平成28年調査はその9回目当たる。

2 今回調査の狙い

平成28年社会生活基本調査は、情報通信機器の急速な普及に伴う生活様式の変化を始め、少子高齢化、就業構造の変化や勤務形態の多様化等、我が国の社会経済状況が大きく変化する中で、今後の政策ニーズ等への対応の観点から、①情報通信機器の普及による国民の生活時間への影響の的確な把握、②男女共同参画の実態の的確な把握、③ワーク・ライフ・バランスの実態の的確な把握を主な狙いとして実施する。

3 調査日

平成28年10月20日現在により実施する。

ただし、生活時間の配分についての調査は、総務大臣が10月15日から10月23日までの9日間のうちから、調査区ごとに定める連続する2日間とする。

4 調査の範囲

(1) 調査の地域

平成27年国勢調査調査区のうち、総務大臣の指定する約7,300調査区（調査票A：約6,900調査区、調査票B：約400調査区）とする

(2) 調査の対象

調査区内に居住する世帯のうちから、総務大臣の定める方法により都道府県知事が選定する1調査区12世帯、合計約88,000世帯（調査票A：約83,000世帯、調査票B：約5,000世帯）の10歳以上の世帯員約197,000人（調査票A：約186,000人、調査票B：約11,000人）とする。

5 調査事項

調査票A及び調査票Bにより、以下の事項を調査する。

ただし、調査票Bについては、(3)のエ〜ケ及び(4)のウ、クの事項を除く。

(1) すべての世帯員に関する事項

- ア 世帯主との続柄
- イ 出生の年月又は年齢
- ウ 在学、卒業等教育又は保育の状況
- (2) 10歳未満の世帯員に関する事項
 - 育児支援の利用の状況
- (3) 10歳以上の世帯員に関する事項
 - ア 氏名
 - イ 男女の別
 - ウ 配偶の関係
 - エ 学習・研究活動の状況
 - オ ボランティア活動の状況
 - カ スポーツ活動の状況
 - キ 趣味・娯楽活動の状況
 - ク 旅行・行楽の状況
 - ケ スマートフォン・パソコンなどの使用状況
 - コ 生活時間配分及び天候
- (4) 15歳以上の世帯員に関する事項
 - ア 介護の状況
 - イ 就業状態
 - ウ 就業希望の状況
 - エ 従業上の地位
 - オ 勤務形態
 - カ 年次有給休暇の取得日数
 - キ 仕事の種類
 - ク 所属の企業全体の従業者数
 - ケ ふだんの1週間の就業時間
 - コ 希望する1週間の就業時間
 - サ ふだんの健康状態
 - シ 仕事からの年間収入
- (5) 世帯に関する事項
 - ア 世帯の種類
 - イ 10歳以上の世帯員数
 - ウ 10歳未満の世帯員数
 - エ 住居の種類
 - オ 自家用車の所有の状況
 - カ 世帯の年間収入
 - キ 介護支援の利用の状況
 - ク 不在者の有無

6 調査の方法

(1) 調査の流れ

総務省統計局－都道府県－指導員－調査員－調査世帯の流れにより、実施する。

(2) 調査の方法

調査員が調査票を世帯ごとに配布し、世帯が調査員へ調査票を提出する方法により行う。

(オンライン調査)

オンライン調査については、平成23年調査では調査票Bについて限定的に実施したが、平成28年調査では調査票Aにも拡大することとし、調査票の内容審査の効率化を図る。

※電子調査票の入力の利便性向上の観点から、従前のエクセル電子調査票からHTML電子調査票に変更する。

※国勢調査で導入する、オンライン調査先行方式については、社会生活基本調査において、1日24時間の行動を15分単位で記入する生活時間に関する調査事項があり、生活時間の指定日と記入日が近接する必要があること、世帯員単位での記入により同一世帯内で提出方法が異なる可能性があること等の特性を踏まえ導入しない。

(封入提出・郵送提出)

社会生活基本調査は、生活時間に関する調査事項など、一定程度の時間が経過してから世帯に記入内容を確認することが非常に困難な調査事項があることから、調査員が調査票を回収する際に記入状況を確認することができない封入提出、郵送提出は原則として導入しない。

7 結果の集計

【調査票A】

次の事項について、全国、14地域、都道府県、都市階級、大都市圏、人口集中地区の別に集計する。

ア 1日の生活行動別平均時間、時間帯別の生活行動の状況及び主な生活行動の平均時刻に関する事項

イ スポーツ活動、学習・研究活動、趣味・娯楽活動、ボランティア活動及び旅行・行楽の状況に関する事項

※ 14地域：北海道、東北、関東Ⅰ、関東Ⅱ、北陸、東海、近畿Ⅰ、近畿Ⅱ、山陰、山陽、四国、北九州、南九州、沖縄

※ 都市階級：大都市、中都市、小都市A、小都市B、町村

※ 大都市圏：札幌大都市圏、仙台大都市圏、関東大都市圏、新潟大都市圏、静岡大都市圏、浜松大都市圏、中京大都市圏、近畿大都市圏、岡山大都市圏、広島大都市圏、北九州・福岡大都市圏、熊本大都市圏

【調査票B】

1日の生活行動別平均時間及び時間帯別の生活行動の状況に関する事項について、全国集計する。

8 結果の公表

調査の結果は、集計の完了したものから順次、インターネットを利用する方法等により公表する。

調査票Aに係る集計結果については平成29年9月末日までに、調査票Bに係る集計結果については平成29年12月末日までに公表する。